

令和7年12月議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

令和7年12月3日 開会

令和7年12月3日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

令和7年12月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和7年12月3日（水）午後5時42分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 議案の上程

報告第1号 東総地区最終処分場敷地の元所有者の瑕疵担保責任に係る鑑定意見書について

議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の補足説明及び議案質疑

日程第 7 討論、採決

日程第 8 閉 会

出席議員（8名）

1番	石 神 嘉 明 君	2番	鎌 倉 金 君
3番	広 野 恭 代 君	5番	宮 澤 芳 雄 君
6番	林 晴 道 君	7番	行 木 光 一 君
8番	苅 谷 進 一 君	9番	武 田 光 由 君

欠席議員

4番 飯 嶋 正 利 君

説明のため出席した者

管 理 者 米 本 弥 一 郎 君
副 管 理 者 宮 内 康 幸 君

副 管 理 者	越 川 信 一 君
会 計 管 理 者	戸 葉 正 和 君
事 務 局 長	高 橋 和 宏 君
総 務 課 長	崎 山 博 之 君
環 境 施 設 課 長	鈴 木 康 央 君
中 継 施 設 課 長	菅 野 治 君

事務局出席者

書	記	桑 原 晴 美
書	記	根 本 健 太 郎

○事務局長（高橋和宏君） それでは、開会の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

報告第1号、議案第1号、提出議案の概要説明、以上の資料に加えまして、ただいま席上に、議事日程、席次表、正副管理者・会計管理者及び説明補助者一覧、議員名簿を配付させていただきました。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

ありがとうございます。本日の臨時会会議録を作成するため、録音させていただきます。

発言される皆様におかれましては、お手元のマイクを御使用されるようお願いいたします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

日程第1 開 会（午後5時42分）

○議長（林 晴道君） ただ今の出席議員は8名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

あらかじめ通知申し上げましたように、匝瑳市議会会議規則第9条第2項の規定を準用し、開議時刻を変更し、ただ今から令和7年12月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、お手元に配付の印刷物により御了承願います。

日程第2 会期の指定

○議長（林 晴道君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 晴道君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

匝瑳市議会会議規則第 88 条の規定を準用し、議長において、3 番、広野恭代議員、9 番、武田光由議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

3 番 広野 恭代 議員

9 番 武田 光由 議員

日程第 4 議案の上程

○議長（林 晴道君） 日程第 4、議案の上程。

管理者より送付を受けております議案は、報告第 1 号及び議案 1 号の 2 件であります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 配付漏れなしと認めます。

報告第 1 号及び議案第 1 号を一括上程し、議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

総務課長。

○総務課長（崎山博之君） それでは、議案を朗読いたします。

報告第 1 号 東総地区最終処分場敷地の元所有者の瑕疵担保責任に係る鑑定意見書について

議案第 1 号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上、報告 1 件、議案 1 件でございます。

○議長（林 晴道君） ありがとうございます。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（林 晴道君） 続いて、日程第 5、管理者から、挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 本日ここに、令和 7 年 12 月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜りましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

今回の臨時会に提出いたします議案は、報告 1 件、議案 1 件でございます。

報告第 1 号は、東総地区最終処分場敷地の元所有者の瑕疵担保責任に係る鑑定意見書についてでございます。

東総地区最終処分場の建設工事において、建設地から出土した産業廃棄物の処理が完了し、組合が支出した費用が確定いたしましたので、弁護士と相談し、法的に請求可能な額を鑑定意見書としてまとめましたので、報告いたします。

議案第 1 号は、東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、東総地区広域市町村圏事務組合事務分掌規則の施行により、施設整備課を廃止し、環境施設課及び中継施設課を設置したことから、関係条例の整備を行うため、所要の改正を行うも

のでございます。

以上、御挨拶及び提出議案の概要説明を終了させていただきます。

詳細につきましては、事務局より補足説明をいたしますので、慎重な御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 晴道君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第 6 議案の補足説明及び議案質疑

○議長（林 晴道君） 日程第 6、議案の補足説明及び議案質疑を行います。

あらかじめ申し添えますが、質疑の回数は 3 回までとなっておりますので、御協力をお願いいたします。

はじめに、報告第 1 号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） それでは、報告第 1 号、東総地区最終処分場敷地の元所有者の瑕疵担保責任に係る鑑定意見書について御説明いたします。

最終処分場敷地から出た不法投棄ごみに係る元所有者に対する損害賠償請求について、令和 6 年 3 月議会定例会で損害額の総額が確定した後に、法的に請求可能な額について弁護士に相談しながら進めていくということになっておりました。

令和 6 年度で、組合が支出しました不法投棄廃棄物の処理にかかる費用が確定しましたので、弁護士と請求可能な額を相談したところ、昨年度末に弁護士より鑑定意見書を提出していただきました。

別紙に基づき、弁護士の見解を御報告いたします。

別紙 3 ページを御覧ください。上から 4 行目、第 2 質問事項 を御覧ください。

組合からの質問として、本件にかかった費用のうち、相手方側に賠償請求可能な損害額はいくらか、と問いました。

その下、第 3 意見 1 結論 を御覧ください。

結論として、農業用ビニールなどの廃プラ関連については、1,252 万 5,571 円、及び仮置きが必要な合理的な理由がある場合においては、相当額、廃がれき関連については 37 万 3,680 円、弁護士費用関連として、組合で支出した不法投棄ごみの処理経費のうち、法律相談料等を除いた 1 割相当額が請求可能、その他経費関連として、内容証明郵便送付費用 4,617 円を請求可能とのことです。

その下の 2 理由を御覧ください。理由としては、賠償請求可能か否かの基準として、瑕疵と相当因果関係のある信頼利益分の損害額が、賠償請求可能な損害金額となること、とあります。

次に、4 ページ、下から 14 行目、イ 損害額の検討 (ア) を御覧ください。

先ほどの基準に従うと、農業用ビニールなどの廃プラの収集、廃棄物処理場への運搬、廃棄物処理場での処理にかかる費用は、おおむね本件瑕疵と因果関係のある費用と考えられる。

少しページが飛びまして、次に 8 ページを御覧ください。

上から 6 行目、b の (a) 運搬費用について を御覧ください。

一方で、廃がれきの収集・銚子市最終処分場への運搬費用は関連資料に記載されていないことから、抽象的には本件瑕疵と因果関係のある損害として考慮し得るものの、その算定が不能であ

るものとして、本意見書における検討においては、賠償請求が可能な損害額としては加算しない。

廃がれきについて、銚子市最終処分場から旭市最終処分場への運搬費については、本件廃がれきを銚子市最終処分場で受け入れたことにより、当処分場において銚子市民排出の廃棄物の受け入れができなくなったことから、銚子市、銚子市民排出の廃棄物を旭市最終処分場へ運搬した際の費用、とのことである。この費用については、本件瑕疵と因果関係にある損害とは言い難い。

その下（b） 処理費用について を御覧ください。

廃がれきの処理費用については、処理手数料が全額免除された、とのことである。そうすると、組合に損害は発生していないと考えられる。

続きまして、その下、（4） 法律相談料等について を御覧ください。

弁護士費用を、瑕疵と相当因果関係のある損害と認めるか否かについて、裁判例は分かれている。

本件においては、損害賠償請求訴訟を提起する場合は、本件瑕疵によって生じた損害額の1割程度の金額を、相当因果関係のある弁護士費用として請求することが選択肢となる、と考えられる。

続きまして、9ページになりまして、中ほど、（5） その他経費について を御覧ください。

その他経費としては、本件では、各地権者に対する内容証明郵便送付費用となるが、損害賠償請求の対象となるかについては、裁判例は分かれている。

本件においては、内容証明郵便送付費用について、それぞれに対応する金額を、賠償請求の対象とする損害額として計上することが選択肢となると考えられる、とのことです。

以上が、損害賠償可能な理由及び損害額となります。

最後に、実際の請求にあたって問題となる点についても、弁護士より意見をいただいております。

9ページ最終行、（6） 実際の請求にあたって問題となる点について 9ページから 10 ページにかけて御覧ください。

廃がれきについて。2名の地権者の土地にまたがって存したところ、両土地のどちらにどれだけの分量が埋設されていたかは、調査しておらず不明であり、双方の地権者に対して請求すべき金額が確定できない。

廃がれきが発見された範囲内の土地の形状と、廃がれきの埋設状況が概ね同様であれば、一応は廃がれきが発見された区画のうち、それぞれの区画の面積比により請求額を按分することも考えられる。

訴訟においては、推計の前提となる土地の形状や埋設状況についての立証が必要となり、また、これらの立証ができたとしても推計でしかなく、それぞれの土地の瑕疵に基づく正確な損害額の立証とは言えない。

損害額の立証責任は組合が負うが、立証が失敗すれば、判決においては損害賠償請求の少なくとも一部が棄却されることが予想されるため、実際の請求にあたっては、それぞれの地権者に対していくらの請求を行うか、その請求金額の立証をどのように行うかが問題となる、とのことでありました。

簡単ではございますが、以上が弁護士からの鑑定意見書の内容となります。

報告第1号の補足説明は以上でございます。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） 今の説明を改めて聞いて思ったのは、発見された時点での、いわゆる当時の施設管理課のほうで、どこで、どの面積で、どこの部分に何をやったかっていう資料がないってことかな。

○議長（林 晴道君） 荻谷議員の質疑に対して答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい、今の御質問でございます。大体大枠として、この範囲でどれだけの量というのが出てきたというのを表してるんですが、実際にその区画の中、実際には筆が何筆かあるんですが、どちらからどの程度の量出てきたというのは、把握のほうはしておりません。

以上です。

○議長（林 晴道君） 荻谷進一議員。

○8番（荻谷進一君） これ、質問回数がさ、もう限られてるからまあ言うだけどさ、そうすると、当時のさ、ね、管理責任も問題になるよ、これ。出た時点で、どこの部分で何が出て、どんくらい出たっていうのは、だって、建設業者が処分してるわけだから、その時点での施設管理課の怠慢としか言いようがない部分があるよね。それが無いから、先ほどの弁護士の見解だと、不確定要素があるというような見解があった、というふうを受け止められるけど、その点について環境施設課長がどう考えるか、が1点。

で、次に、損害賠償請求に関しては、その、まあ私に言わせれば、この弁護士さん、そんなに、言葉が悪いけど使えないなと思ったのは、通常であれば、まずは裁判を起こして、その上で見解としては、双方和解の話が裁判所から提示されて、その上で具体的な内容を協議すると、で、やるのが通常であると。そういう見解がないんですよ、この今の報告書では。

その上で、裁判やった場合には、不確定要素等あってどうのこうのっていう最後の結末の文章があれば、私も納得する部分もあるんだけど、現状の報告書を見ると、なんか弁護士さんもうやる気ないんだなっていう感じに思うんです、申し訳ないけど。

まあ弁護士さんによってはやりましようって。だってやったほうが弁護士費用を稼げんだから。そういうのもあるんだけど。

まあいずれにしても、ちょっと私は、この報告書に関しては、この弁護士さん、鈴木さんは、私もいろんな企業の実績をやってるけども、うちも顧問弁護士2人いますけども、ちょっと聞いてみても、ちょっとこの見解はおかしいよ、という結果は、私なりの解釈を持っています。

ま、さればですね。この件については、いずれにしても、このままで終わりにするわけいかないと思うんで、1点目は、先ほど言ったように、施設管理課としての、やっぱりそこ、当時の管理ミスを認めてもらった上で、管理者、また副管理者、地元のほうで1度、地主さん、私どもはほら、匿名になってるから、あえて知り得ないところでございますけども、地元の副管理者である銚子の市長さんにしてみれば、なかなか言いづらい部分もあると思うので、管理者も含めて1度、まあ。

ま、必要であれば私も行っても構わないんで、議運の委員長の立場もあるから、行っても構わないんで、頭を下げて、こういう状況であるので、今後、一応対応としては、何らかしらの形を取っていただけないかと、いうお願いをですね、すべきじゃないかと。

その上で、また進んでですね、議会に報告いただいた上で、丁寧にこの処理をしていくのが、現状において必要でないかなと私は思う次第です。

ただ、このままでですね、終わりにするというと、銚子市さんの地元にしてみたら、それは確かに言いづらい、まあ扱いづらいお話ですけども、当事者でないっていう言い方じゃないんですけど、我々にしてみたら、旭市さんと匝瑳市民にしたら、なんでそうなるのという、疑問点は残っちゃうわけですよ。

ですからそこは、申し訳ないけど、管理者も副管理者も含めて、懇切丁寧に、1度地主さんに対応していただくということが、必要ではないかなと思いますので、その2点、環境施設課と管理者のほうで申し訳ないんですけど、御回答をいただければと思います。ま、副管理者の銚子市長さんがあれば、それもちよつと発言を求めてみたいと思います。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

（「いや、最初、施設管理課だ」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） 当時の工事の進め方の方針ということでございますが、最終処分場建設費にあたる、当時、震災復興事業による有利な財源を確実に確保するために、また、工事を遅延しないことを理由に、正確な調査をですね、進めたという事でございます。

（「そりゃ、言い訳だよ。手前のこと言わなくたっていいよ別に。」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（鈴木康央君） こちらに関しては、ごみが出た時点で一度議員の皆様にお諮りするなど、適切な対応を取るべきだったと。

（「反省してるって言わないとだめだよ。」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（鈴木康央君） その点については反省しております。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、本件の今後ということについてでございますが、今回、弁護士から請求についての法的根拠が示されました。ま、その法的根拠については大変に御意見あるとは思いますが、一応の法的根拠が示されましたので、次の段階へ進めることとなったと考えております。

で、相手方には令和2年1月に損害賠償請求通知を送付しているわけですけども、正確な請求額は後日お知らせします、ということになっていました。

それから5年以上経過し、相手方も相続人に変わっていることから、まずは相手方に丁寧に状況の説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 晴道君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 私、地元の銚子市長でありますので、やっぱりちよつと一番恐れるのは、地元とのこう関係が悪化してしまうということは、懸念しております。

そういった意味では、ただ今苅谷議員から御提案がありますように、まずはこう頭を下げて、何らかの形で対応いただけないか、という話し合いを丁寧に、粘り強くやっていくとことから、こうスタートすることが、合意点を見出す1つの方法かな、というふうに思っておりますので、管理者に、一緒にですね、そういった話し合いの場に、私自身も出向くということは、是非させ

ていただきたいというふうに思っております。

○議長（林 晴道君） 苅谷進一議員。

○8番（苅谷進一君） まあ、言い方悪いけど、喧嘩売りに行くわけじゃないんで、あくまでまあ、この組合としても困ってるんだと、そこは理解してもらいたいと。

で、今までの歴史と経緯と結果は踏まえた上で、何らかしらの対応をお願い、一応したいということで今日は来ましたと。まあ、懇切丁寧にやれば、そんなに向こうだって、苛立ってやることではないと思いますので。

管理者、最後の、私、質問でもう終わりなものですから、銚子の副管理者である越川さんです、ね、行ってらって、なんとか、ある場面です、ね、1度、大変申し訳ないんだけど、必要であれば私も頭下げに行きますから。もう組合として、まとめるにはそれしかないんだということをお願いできるかどうか、最後の確認をお願いします。

○議長（林 晴道君） 苅谷議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい、大変貴重な御提言ありがとうございます。私も5年以上経過しております、まさに相手方に対して申し訳ないな、という思いも持っております。

ですから、組合として是非この件について円満に解決していきたいと、そういった思いを持って、相手方と相談に行きたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。

広野恭代議員。

○3番（広野恭代君） はい、私からですね、この資料についてなんですけれども、この資料、前回のものと変わって、この資料が、今回いただきましたこの資料がどうしてこのように変更になったのか、っていうところがちょっとお聞きしたいところなんです。

前回の資料、結局、今後の方針についてっていうようなことも資料として付いておりました。こちらの説明も私は欲しいなというふうに思っております。そうじゃなければ、何のために前回、その資料を出したのかっていう意味合いがないのかなと思うんですね。

やはりこの資料っていうのは、組合のほうでしっかり作ったもので、管理者も承知をしてこの資料のほうを作っているのではないかっていうふうに私は思っておりますので、その辺のところ、この資料がこのようにこう変更になった理由っていうのを伺いたいと思います。

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。

午後6時08分 休 憩

午後6時13分 再 開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

引き続き広野恭代議員、質疑をお願いいたします。

広野恭代議員。

○3番（広野恭代君） ではこちらの、今、報告のほう伺いました。

こちらにつきまして、今後の方針について管理者のほうに伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（林 晴道君） 広野議員の質疑に対して答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） はい。先ほどもお答えしましたとおりですね、今回、弁護士から請求についての法的根拠が示されまして、次の段階へ進めることとなったと考えております。

で、相手方には令和2年1月に損害賠償請求通知を送付しているところですが、正確な請求額は後日お知らせするということになっておりました。

それから5年以上経過し、相手方も相続人にもう既に変わっているということから、まず相手方に状況説明を丁寧にしてまいりたいと考えております。

○3番（広野恭代君） はい、わかりました。

以上です。

○議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。

石神嘉明議員。

○1番（石神嘉明君） 瑕疵担保責任に対する弁護士の意見書につきましてはですね、納得できる範囲の意見書かなというふうに察したところでございます。

その中でですね、先ほどもお話がありましたように、苅谷さんのほうから、丁寧な話し合いということで、それから進めていきたいんだと、まあ1歩前進したのかなというふうに感謝しているところでございますが、その丁寧な話し合いの落としどころっていうのは、どういうところに落としどころを持っているのか。

例えば、少しでも地権者の方に理解をしてもらって、何かの方法を出してもらおうとか、わかりましたという言葉でもあるのか。その辺がですね、きちっと落としどころを皆さんと共有しとかなないと、またいろんな流れの中で、こういう会議を開催する時に、「いや」っていうふうな言葉が出てくればまたね、時間がかかればかかるほど、こういう裁判的なものは次になってくるところもありますので、あくまでもこの弁護士見解が、だいたいこう弱い見解を示してますから、話し合いの中の落としどころだけですね、各管理者1人1人にですね、ちょっと教えていただきたいんですけど、今の範囲で良かったら、で構いませんので、よろしく申し上げます。

（「議長、暫時休憩してもらっていいですか、俺もう発言権がないから。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ちょっとこれ1ターン繰り返させてください。はい。

石神議員の質疑に対し、答弁を求めます。

米本管理者。

○管理者（米本弥一郎君） 今、具体的に落としどころというようなことは持ってございませんけれども、今後、手続きを進めていく中で、元所有者との話し合いの内容やその状況など、議員の皆様にも御報告させていただきながら、全員協議会等を通じてその後の方針について御相談させていただきたいと思っております。

（「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

（「全員か。」と呼ぶ者あり）

○副管理者（宮内康幸君） はい、それでは私からもお答えします。現時点でなかなか、どうしたらというね、仮定の話がなかなか難しいもので、やはりこう丁寧な説明していく中で、また皆さんからも御意見図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 私も全く同様の意見でございまして、まずはこう相手方と、丁寧に粘り強く話し合いをしていく、ということは大事でございますので、その状況などをまた議員の皆様にも御報告をしながら、今後の方策を首長間でも、正副管理者間でも検討していくというような手続きになるかというふうに思っております。

○議長（林 晴道君） 暫時休憩をいたします。

午後6時18分 休 憩

午後6時25分 再 開

○議長（林 晴道君） 会議を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

行木光一議員。

○7番（行木光一君） 私もですね、匝瑳市に住んでまして、1市2町環境衛生組合の松山工場の近くに住んでいる1人でありましてね。やはり地区にはですね、地区協議会がありまして、工場、まあ要するに工場のほうと色々話し合いをする場があります。地区とですね。

当然、こちらの広域のほうもですね、森戸地区の協議会と会うことはありますか。わかんない、意味が。

（「定期的に会うのか。」と呼ぶ者あり）

○7番（行木光一君） あの全然、全然会わないのか。

○議長（林 晴道君） いいですか、じゃあ。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 行木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい、森戸町の協議会の方々とは、年に1回、定期総会がござい
ます。

それとは別に、連絡調整会議という形で、また総会、定期総会とは別に、一度顔を合わせる機
会のほうは毎年もってございます。

以上です。

○議長（林 晴道君） 行木光一議員。

○7番（行木光一君） そういう協議会とのね、繋がりでお話し合いが、結局、広域の事務方と
すね、取れるわけですから、そういう機会にですね、説明をすると。これね、地主にボーンと行く
よりはですね、全体的にふわりね、やっていただくといいなという意見なんですよ。

そういうことでね、こういうことがありました、というようなことはね、申し上げて、その地
区の方とですね、話し合いを持って進めるということが一番いいかと思っておりますので、あまり個人
をドーンと行っちゃうとね、この2名が、AとBさん、Cさんだけでやっちゃうとね、大変かな
と思っておりますので。その辺、やはり地元のみんなでね、考えて、向こうも考えてもらうって
ことにしたいほうが、そういう進め方がいいかと思っておりますけど、どうでしょうか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 行木議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

(何事か呼ぶ者あり)

(「地元にしたから、俺。」と呼ぶ者あり)

(「確かにそれは言えるかもしれない。」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 事務局長。

○事務局長(高橋和宏君) はい。提案ありがとうございます。それも1つの選択肢として検討してまいりたいと思います。

(「はい、お願いします。」と呼ぶ者あり)

○議長(林 晴道君) 他に質疑はありませんか。

宮澤芳雄議員。

○5番(宮澤芳雄君) はい。1つ、私まだ入って新参者なんで、この元所有者っていう方、相続をされたってことですけど、その廃棄物が発見された時の所有者と全部変わってしまった方もいらっしゃるんじゃないでしょうか、この3名のうち。それをまず教えてください。

○議長(林 晴道君) 宮澤議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長(鈴木康央君) はい。資料でございます元所有者Aの方及びBの方。

(「何の資料」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(鈴木康央君) あ、すみません。資料の最後のページに、報告第1号の最後のページになります。ちょっと御覧いただきたいんですけども。

(「はい、A、B、C。」と呼ぶ者あり)

○環境施設課長(鈴木康央君) はい。そちら、A、B、Cとございます。そのうち、Aの方及びBの方につきましては、土地を売っていただいたのち、お亡くなりになってございます。

以上です。

○議長(林 晴道君) 宮澤芳雄議員。

○5番(宮澤芳雄君) はい。ありがとうございます。私も前回からの話をお伺いしてまして、委員のですね、委員同士の話聞いていて、やっぱりこう、最終的にどちらかだと思っただけですね。話し合いでしっかりと認めていくのか、あるいは裁判なのか。

しかしね、将来のこととか不満の流れもあるし、将来のこととか色々考えると、やはりこうトラブルっていうのはあってはいけない話だと思います。

で、そこで、やはりせっかくこう議会があるわけですから、そこで意見出すんですけども、前回と今回で随分この我々の議員の意見もステップアップしたと思っただけですね。ですから、そういった意味で、我々も話して、良い意見が出てきてるわけですから、相手の出方ってのもあると思っただけですね。これまでもあったと思っただけです。

で、代が替わればまたその次の代の考えも変わると思っただけで、その辺のところを、あくまでも地元銚子の皆さんとそういうの詳しいんですけど、隣の旭になるとちょっと温度差があって情報が入ってこないってのもあるんで、どういうふうな地権者の皆さん、その地区の皆さんがどういう考えでいらっしゃるのか、ちょっと情報が薄いんで、匝瑳市には荻谷委員長さんがいるんで、詳しく話は聞けると思っただけですけど、そういったこともあるんで、できればここで情報出してもらって、色々なことを進めて、話を聞きながら我々も判断、私は判断したいと思っただけです。良いふう

最後落してもらえればなというふうに思います。よろしくをお願いします。

- 議長（林 晴道君） 宮澤議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
（「管理者言ってもらったほうがいいな。」と呼ぶ者あり）
（何事か呼ぶ者あり）

米本管理者。

- 管理者（米本弥一郎君） はい。ありがとうございます。本当に度々同じような答弁で申し訳ございません。

私もこの方々、全表面識ございませんので、丁寧に事は進めていきたい、おっしゃるように、トラブルにならないような形で進めていきたいと考えております。

で、また皆さんのお知恵を拝借しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

（「ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

- 議長（林 晴道君） 地元の意見等って何かあれば。
御回答できるんですか。地元のその辺の意見ね。
（何事か呼ぶ者あり）

- 議長（林 晴道君） 宮澤芳雄議員。

- 5番（宮澤芳雄君） 想定、想定はつくんですけども、地元の方、さっきも言ったとおり、銚子の方は相当御苦労されてますから、内容をよくわかってるんですね。

で、その、じゃあ相手方、元所有者がどういうふうな感情でいるのか、と、その地区全体がどういう感情でいるのかってのは、全く私達、私は見えないんで、それを今お聞きしたんです。

で、そこをこう、また議員さんからも議会運営委員会委員長からも話ありましたとおり、どういうふうに、行木さんから、どういうふうに攻めたらいいのかっていうのは、やっぱりこう、お三方、管理者、副管理者の手腕だと思いますので、そういった意味で質問させていただきました。御理解いただきたいと思います。答えはいいです。

（「これからだよ。」と呼ぶ者あり）

（「そうそう。」と呼ぶ者あり）

（「これから。」と呼ぶ者あり）

（何事か呼ぶ者あり）

- 議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。
鎌倉金議員。

- 2番（鎌倉 金君） はい。管理者に質問しますけど、特に越川副管理者に質問させていただきますが、頭を下げてっていう表現を使ったと思うんですけど、頭を下げて何かをこう交渉するっていうと、何かこう要求を当然して、相手に従ってもらうっていうふうに聞こえるんですが、その頭を下げる奥に何を意図していらっしゃるのか、質問したいと思います。

（「話が戻っちゃったね。」と呼ぶ者あり）

- 議長（林 晴道君） 鎌倉議員の質疑に対し、答弁を求めます。
（何事か呼ぶ者あり）

米本管理者。

- 管理者（米本弥一郎君） はい。私ども管理者、副管理者の中で頭を下げてという表現があったとは思いますが、それにつきましては、こちらからお詫びするという点では、5年間ある意味放っ

ておいてしまって、多分相続人の方もこの件、知っているのか知らないのかすらわからないので、そこについては丁寧という、そういう意味でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（林 晴道君） 越川副管理者。

○副管理者（越川信一君） 私も同様の趣旨で申し上げたということと、苅谷議員の提案の中にも、まずこう頭を下げて丁寧というお話がありましたので、それも受けて、頭を下げて、という表現を使わせていただきました。

5年間全くこちらからは接触がなかったということに対するお詫び、という今意味がありましたけども、そういった意味を込めて、頭をまず下げて、それから相手に対するやっぱり丁寧な姿勢を見せるというニュアンスで申し上げたつもりでございます。

（「俺も回答したほうがいいか。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 他に質疑はありませんか。

武田光由議員。

○9番（武田光由君） すいません、1点確認をさせてください。所有者、元B、A、Cということで、Bの方が亡くなって、相続人3人がおられるということで、これ地元に残ってるのか。

で、相続をそのまま、例えば損害賠償にあたって、相続を丸々100パーセントした人が取ったのか。その辺で、こう3人っていうと、この金額に対して割り振りって言うんですかね、その辺を考えてるのか。

で、それ、2名が中心にいるとかいないとか、その情動的なものはB、Aについてはどのような状況としてつかんでるのか、確認をさせてください。

○議長（林 晴道君） 武田議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい。元所有者A、Bの方につきましては、こちらは元々御夫婦の方だったので、こちら相続人それぞれ3名と書いてありますが、3名同じ方になります。

で、こちら今年1月の現状と確認調査の時点にはなりますが、相続人3名のうちお二人が銚子市内のほうに在住をしていらっしゃいます。

お一人が市外在住ということになっております。

また、Cの方については現在も御健在ということになっております。

すいません、その3名のうちの相続放棄してるかどうか、っていうところまではまだ照会のほうはかけておりませんので、これから動き始めるにあたりまして、改めてそちらのほうは確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 晴道君） 武田光由議員。

○9番（武田光由君） 5年間請求をして、そのままそとしていたということなんですけども、先ほど施設管理課長のほうから、地区協議会だとかいろんなことで会う機会が相続してればあったと思うんですね。

で、本人は亡くなったとはいえ、そのこう年2会場で年2回あった中で、そういう話が、こう、なんですかね、なかったのかなっていう、それこそ請求をされてそのまま消えちゃうってことはないんじゃないかと心配もされて、その問い合わせだとか、その辺は何もなかったんですかね。

お願いします。

○議長（林 晴道君） 武田議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい。ただ、今の御質問でございます。私の知る限りでは、ございませんでした。

以上です。

（「それが普通だよ。」と呼ぶ者あり）

（何事か呼ぶ者あり）

（「向こうからいう事じゃないよ。」と呼ぶ者あり）

（「協議会に入ってねえんじゃないの、その地権者は。それを聞いてったぞ今、武田さんは。」と呼ぶ者あり）

（「そうだね、そう持っていくつもりで聞いているからね。」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） 失礼いたしました。相続人にあたる方1名は、昔にはなりますが、協議会のメンバーとして参加されていたことがございます。

ただ、現在は協議会の委員からは外れていらっしゃいます。

以上です。

○議長（林 晴道君） 武田光由議員。

○9番（武田光由君） 相続人3名ですか。その協議会の中には、もう以前言ったけれども、現状情報ってのは何もないっていう中で、その地区の協議会の中で今行われてるっていう確認ですか。それで、情報は知っていないっていう。

○議長（林 晴道君） 武田議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境施設課長。

○環境施設課長（鈴木康央君） はい。地元協議会の総会及び連絡協議会の中では、現在役員じゃないということもあるので、そういったその場合の地権者選出にかかる話というのは特段出てきてはございません。

（「連絡もないの。全然やってない、ですか。」と呼ぶ者あり）

（「その協議会の中で。」と呼ぶ者あり）

（何事か呼ぶ者あり）

（「それも含めた中で。5年もほったらかしていたんだから。」と呼ぶ者あり）

○環境施設課長（鈴木康央君） はい、そうですね。この5年間の間接触のほうは。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） はい。全議員から質疑をいただきましたので。以上で報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第1号を議題とします。

事務局の補足説明を求めます。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋和宏君） 議案第1号について御説明申し上げます。

本案は、東総地区広域市町村圏事務組合事務分掌規則（令和4年2月15日規則第1号）の施行により、施設整備課を廃止し、環境施設課及び中継施設課を設置したことから、関係条例の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

本案による改正対象となる条例は計3件です。条例名がちよっと長いので省略させていただきます。

1ページ、2ページ、3ページ、それぞれ左側の改正後のおりに改めるものでございます。

なお、本件の施行日は公布の日としております。

説明は以上でございます。

○議長（林 晴道君） 事務局の補足説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） それでは、質疑なしと認めます。

日程第7 討論、採決

○議長（林 晴道君） 続いて、日程第7、討論、採決を行います。

討論の事前通告はございません。これより直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 晴道君） 御異議なしと認めます。よって、これより採決に入ります。

議案第1号 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（林 晴道君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会

○議長（林 晴道君） 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これにて、令和7年12月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変お疲れ様でございました。

午後6時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月3日

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 林 晴 道

議 員 広 野 恭 代

議 員 武 田 光 由